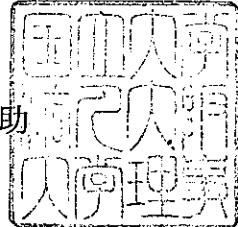


平成24年11月22日

大阪大学教職員組合
中央執行委員長 長谷川 和彦 殿

国立大学法人大阪大学

理事 尾山 真之助



回答（平成24年11月19日付け申入れに対する回答）

標記申入れに対して、大学の考え方を以下のとおり回答いたします。

本年7月より実施している給与減額支給措置に関しては、貴組合を含む労働組合との間においても団体交渉を重ねてまいりました。大学としては、組合から出された意見や主張、要求はもとより、学内構成員からの様々な意見等も考慮いたしましたが、国立大学法人の教職員の給与支給基準については情勢適合の原則がとられていること、本学給与規程において国家公務員の給与改定状況等を考慮する旨規定していること等に鑑み、国家公務員に依拠する形で7月より実施することとした次第です。このように、大学としては、高度の必要性に基づく合理的な内容の措置であると考えており、「即時中止」や「減額分の教職員への返還」といったことを行う考えはありません。教職員にとって厳しい内容であることは十分に認識しているところではあります、国家公務員給与改定特例法の趣旨や、本学が置かれている状況等に鑑み、引き続きご理解願います。

次に、退職手当に関しては、国家公務員退職手当法等の改正法が11月16日に成立したことを受け、大学は、本日、「教職員の退職手当等について（お知らせ）」により、大学の方針を学内に周知するとともに、退職手当規程等の改正案を公表したところです。国家公務員退職手当法等の改正は、官民格差を解消するための措置であり、やはり情勢適合の原則が妥当すること、本学退職手当規程において国家公務員退職手当法等の改正に伴い改正することがある旨規定していること等に鑑み、法改正に依拠する形で1月から関係規程を改正する必要があると考えております。法改正に依拠した退職手当の支給水準引下げを行わないこととすると、当該経費分は大学の自己負担（物件費等から捻出する必要が生じる）となり、教育研究活動等の維持・発展に支障が生じることが懸念されます。これらのことから、上記大学の方針を決定した次第であり、その趣旨について、十分にご理解くださいますよう、お願ひいたします。

標記申入れにおいて貴組合がいう「法人化以前から雇用されている非常勤職員について、雇用可能期限を定年相当の扱いにすること」との要求については、「当分の間、その更新可能年数に関する制限を設けない」こととしていた経過措置の終期を平成27年3月31日までとしたことは周知のとおりであり、その終期を超えて非常勤職員として引き続き雇用することはできません。大学としては、これまで繰り返し説明してきたとおり、当初採用時期の違いによって、雇用可能年数等に大きな差違が生じていることは解消する必要があると考えた次第であり、法人化前から在職している者のみ「定年相当年齢」まで雇用することは、合理的な理由を伴わないものと考えております。

なお、特例職員採用試験は、平成21年度から実施しているところですが、その対象を事務職員に限定するものではなく、技術職員の区分でも実施することがあります。今後の試験実施予定等については、現時点ではお答えできかねますので、その旨ご理解願います。

最後に、「共用掲示スペースの増設・整備」についての要求に関しては、そもそも貴組合との間における団体交渉事項にはなり得ないものだと考えております（共用掲示スペースは、労働組合に限らず、学生団体等の様々な団体に対してその使用を許可している）。貴組合のご意向・要求については、承りましたが、現時点では共用掲示スペース増設や整備が必要であるとは考えておりませんので、ご理解願います。

以上のことについて、何卒ご理解くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上